

(資料 1) 次期滋賀県障害者プランの策定に係る小委員会等の実施結果

委員会名／既存協議会等	開催日	ページ
(1)手話施策推進・意思疎通支援	6月24日	P3
(2)強度行動障害	7月8日	P5
(3)高齢障害	7月7日	P6
(4)災害時対応・防災	7月16日	P9
(5)人材育成・確保	7月9日	P11
(6)ロボット・ICT	7月6日	P14
(7)障害児（教育）	7月10日	P17
既存協議会等	開催日	
(1)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会	7月15日	P20
(2)滋賀県重症心身障害児者及び医療的ケア児等支援に関する協議会	7月23日	P24
(3)滋賀県発達障害者支援地域協議会	7月1日	P26
(4)高次脳機能障害対策推進会議	6月9日	P30
(5)ひきこもり支援施策推進会議	7月7日	P33
(6)精神保健福祉審議会	7月9日	P36
(7)県自立支援協議会（就労部会）	7月14日	P41
(8)滋賀県スポーツ推進審議会	書面	P50
(9)県障害者文化芸術活動推進計画懇話会	書面	P54
(10)滋賀県読書バリアフリー計画（第2期）の検討に係る関係者協議会	6月29日	P55

次期滋賀県障害者プラン策定小委員会 委員名簿			
	分 野	氏 名	所 属
1	手話施策推進・意思疎通支援	田村 和宏	立命館大学産業社会学部現代社会学科教授
2		加藤 善彦	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会 会長
3		中西 久美子	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 事務局長（一般社団法人滋賀県ろうあ協会）
4		宿谷 辰夫	滋賀県中途失聴難聴者協会
5		岡田 昌也	しが盲ろう者友の会
6		崎山 美智子	滋賀県手をつなぐ育成会
7		水野 誠	(特非)JDDnet 滋賀 理事
8		山根 寿美子	滋賀県難病連絡協議会
1	強度行動障害	小崎 大陽	社会福祉法人しが夢翔会 大津市発達障害者支援センターかほん
2		本谷 研司	阿星山診療所
3		田中 友恵	県立北大津養護学校
4		森 一洋	県立近江学園
5		守時 康裕	社会福祉法人かすみ会 かいぜ寮
1	高齢障害	崎山 美智子	滋賀県手をつなぐ育成会
2		森本 信吾	NPO法人宅老所 心
3		都井 薫	滋賀県介護支援専門員連絡協議会
4		廣田 佑一郎	滋賀県相談支援専門員協会
5		夏原 さゆり	米原市健康福祉部高齢福祉課
1	災害時対応・防災	長谷川 寛郎	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
2		山根 寿美子	滋賀県難病連絡協議会
3		谷口 健人	NPO法人CILだんない
4		加藤 善彦	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会 会長
5		中西 久美子	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 事務局長（一般社団法人滋賀県ろうあ協会）
6		北村 慎弥	市長会（彦根市福祉保健部次長兼福祉事務所長）
7		松並 卓見	社会福祉法人湖南会 蛭の里（知的ハンディを持つ人の福祉協会から推薦）
8		烏野 猛	びわこ学院大学教育福祉学部子ども学科 教授
1	人材育成・確保	大平 眞太郎	滋賀県障害者自立支援協議会 事務局長
2		安武 邦治	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
3		永田 かおり	社会福祉法人ひだまり
4		松岡 啓太	大津市障害者自立支援協議会
5		山ノ井 勉	びわこ学院大学短期大学部ライフデザイン学科 講師
1	ロボット・ICT	増田 定雄	(公財)滋賀県身体障害者福祉協会 副会長
2		平岡 千夏	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 次世代ケア推進センター
3		吉川 知則	彦愛犬地域障害者生活支援センターステップアップ21
4		伊藤 徹	社会福祉法人びわこ学園
5		中塚 祐起	社会福祉法人若竹会
1	障害児（教育）	木村 政秀	滋賀県特別支援教育研究会
2		井桁 久美子	米原市児童発達支援センターてらす
3		佐々木 信一	県立近江学園
4		山之内 洋	県立信楽学園
5		坂本 彩	彩社会福祉士事務所
6		田中 圭	彦根子ども家庭相談センター

小委員会 No. 1

小委員会等名称	手話施策推進・意思疎通支援
開催日時・場所	令和 8 年 6 月 24 日（水）14：00～15：30・危機管理センター会議室 2
担当係（室）	社会活動推進室

※この概要は小委員会等での意見を事務局の責任で整理したものです。

□担当分野

- ・手話施策推進・意思疎通支援

1. あるべき姿に関する意見

- ・滋賀県のどの地域に行っても、ライフステージを貫いて、一貫した支援が受けられる体制の整備が必要。

2. 施策の方向性に対する意見

- ・「手話言語条例」と「情報コミュニケーション条例」の同時制定・推進手話という独自の「言語・文化」を守る柱と、多様な手段による「情報アクセシビリティ（生活・安全）」を守る柱は、どちらも欠かすことのできない車の両輪であり、2つの条例を同時に制定・独立させることで、それぞれの目的と行政の責任を明確化し、停滞している具体的施策について、スピード感を持って前に進めるべき。
- ・発達障がい児者は、障がい種別においては、精神障害に含まれるが、精神障害の方とは、ニーズが異なるので施策を分ける必要がある。
- ・ICT の活用は、さまざまな障害者に対し支援が促進されることにつながり、方向性としては適切だと考えられる。
- ・ICT の相談は、これからもっと拡大する必要がある。
- ・障害の種別ごとに必要なサービスを具体的に示した方がいいのではないかな。

3. 現状に対する意見

- ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣回数目標値の必要な理由（考え方）については整理する必要がある。

4. 課題に対する意見

- ・障がい種別でニーズが異なる部分が多いため、分類とニーズ把握が課題。
- ・意思疎通支援について、それぞれの障害者に対して、どの意思疎通支援が必要なのかということをもっと盛り込んでほしい。
- ・意思疎通支援の申請から実際の対応までにタイムラグがあり、急用の際にリアルタイムな支援が受けられない。

5. 成果目標・行動目標・具体的な施策に対する意見

- ・ 盲ろう者向け通訳・介助者の増加を図るべき。
- ・ 盲ろう者に対する正しい理解を広げてほしい。
- ・ 盲ろう者は触れることでしか分からないため、滋賀県内での博物館、芸術鑑賞について、実物が触れないのであればレプリカ等を作り展示してほしい。
- ・ 公的な機関には手話通訳者等の常駐（増員）が必要。
- ・ 中途失聴・難聴者への啓発に関する取り組みが見えにくい。
- ・ 要約筆記者の派遣対応について、各市町による判断に差異がみられるため、県が率先して統一していくことが必要。
- ・ 手話を言語とする日常をつくる、浸透させていく施策全体の強化が必要。
- ・ 市町において、どの学区に聴覚障害の方がいるのかを把握し、コミュニケーションツールの配置など、地域で生活する際の困りごとがないようにすべき。
- ・ 聴覚障害者が地域で安心して暮らせるよう、福祉・介護サービスの整備は急務。医療的ケア、行動障害、あるいは滋賀型地域活動支援センター（ダルク等）に特化した事業と同様に、次期計画において「横出しの特出し施策」として明確に位置付け、報酬の上乗せや独自の助成制度を新設すべき。
- ・ 災害時において、聴覚障害の方に対する情報伝達の手段が必要ではないか。
- ・ 発達障害者の意思疎通手段の周知について、より具体化すべきではないか。
- ・ 専門的な支援ができる人材の養成が必要であり、さらには具体的な目標値や目標を設定することも必要。
- ・ 支援を受けるための手続の簡素化が必要。
- ・ ICT の相談について、障害種別ごとに相談できる場所を設ける必要があるのではないかな。
- ・ IT の相談ができる人材の育成が必要。

小委員会 No. 2

小委員会等名称	強度行動障害
開催日時・場所	令和8年7月8日 15:30~17:10・オンライン
担当係	企画・共生推進係

※この概要は小委員会等での意見を事務局の責任で整理したものです。

□担当項目

- ・強度行動障害

1. あるべき姿に対する意見

- ・教育と福祉、医療が連携し、切れ目のない支援体制が構築されること
- ・研修後のフォローも必要

2. 施策の方向性に対する意見

- ・人材育成と研修体系の整理、中核的人材と広域的人材を含めた地域体制整備が必要
- ・国の集中的支援Ⅱ型の運用開始を検討
- ・予防的観点を盛り込む必要

3. 現状に対する意見

- ・びわこ学園の有目的入所に替わるものがない
- ・保護者理解で支援の効果が高まるため、保護者が行動障害を学ぶ場があるとよい
- ・発達障害ケアマネ事業の人口や活動量に応じた規模調整がされるとよい
- ・教員の強度行動障害支援者養成研修の受講者が増えてほしい
- ・強度行動障害のある方の進路、住まい等の受け入れ先がなく困っている

4. 課題に対する意見

- ・生活介護事業所、入所施設の不足、人材の不足の解消がまずもって必要
- ・近江学園で短期入所ニーズに対応しきれていない現状がある

5. 成果目標・行動目標等に対する意見

- ・当事者の困り感がどれくらい減るのか、作成時、目標設定年度でアンケート比較する
- ・重度障害者加算の取得事業所、対象者の数から支援の手厚さを見る
- ・行動障害の方を受け入れるグループホームの数

小委員会 No. 3

小委員会等名称	高齢障害
開催日時・場所	令和8年7月7日
担当係	企画・共生推進係

※この概要は小委員会等での意見を事務局の責任で整理したものです。

□担当項目

- ・ 高齢障害

1. あるべき姿に対する意見

- ・ 本人の意思決定を尊重し、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行を含め、切れ目なく地域で安心して暮らし続けられる体制を確立する。
- ・ ケアラー自身が支援を必要としているが、ヤングケアラーに限らず、介護者や障害児・者をケアする人全般への支援策を分野横断的に考える必要がある。

2. 施策の方向性に対する意見

○共生型サービスの普及

- ・ 障害の区分に関わらず単価が一律かつ低いため、事業所が参入しにくい。
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所では、共生型サービス利用者が登録定員に含まれるため、経営を圧迫する一因となっている。
- ・ 高齢分野の介護支援専門員や障害分野の相談支援専門員といった専門職においてさえ、共生型サービス制度自体の認知度が依然として低い。
- ・ 県内に共生型サービス事業所がどのくらい存在するのかを把握しようとしても、県のホームページでは情報が見つけにくく、必要な情報に容易にアクセスできない状況にある。

3. 現状に対する意見

①共生型サービスの普及と課題

- ・ 障害の区分に関わらず単価が一律かつ低いため、事業所が参入しにくい。
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所では、共生型サービス利用者が登録定員に含まれるため、経営を圧迫する一因となっている。
- ・ 高齢分野の介護支援専門員や障害分野の相談支援専門員といった専門職においてさえ、共生型サービス制度自体の認知度が依然として低い。
- ・ 県内に共生型サービス事業所がどのくらい存在するのかを把握しようとしても、県のホームページでは情報が見つけにくく、必要な情報に容易にアクセスできない状況にある。

②65 歳を境とした障害サービスから介護保険サービスへの移行問題

- ・長年利用し、障害特性を熟知した事業所から切り替えることへの拒否感が利用者・家族にある。
- ・従来自己負担がなかった障害福祉サービスから、1 割等の自己負担が発生する介護保険サービスへ移行することへの抵抗感が強い。償還払い制度もあるが、手続きの煩雑さや制度自体の認知度の低さから、十分に活用されていない。

③相談支援専門員と介護支援専門員（ケアマネジャー）の連携

- ・制度上の連携について障害と高齢の両分野で連携に向けた取り組みなどを各圏域の自立支援協議会で検討しているが、制度の枠組みや利用者の自己負担の違い等、双方の制度連携が難しいという課題がある。
- ・障害分野の相談支援専門員は利用者が 60 歳代になると次の支援段階（フェーズ）を検討し始めるが、介護分野の介護支援専門員にとってはまだ若いと認識されており、支援開始のタイミングに認識のギャップが生じている。

④複合的課題を抱える家族への支援と分野横断的連携

- ・複合課題を抱える家族に対し、分野ごとに分かれた支援では対応しきれない。国は重層的支援体制整備事業等で横串を刺そうとしているが、現場レベルでは依然として縦割りが根強い。
- ・ケアラー自身が支援を必要としているが、ヤングケアラーに限らず、介護者や障害児・者をケアする人全般への支援策を分野横断的に考える必要がある。
- ・高齢者虐待の加害者（養護者）が発達障害等の特性を持つケースもあり、対応に苦慮している。障害認定を受けていない「疑い」のケースも多く、今後の増加が懸念される。

4. 課題に対する意見

①共生型サービスの普及と課題

- ・県のHP等で事業所情報を分かりやすくマップ化するなど、周知方法を工夫すべきである。

②65 歳を境とした障害サービスから介護保険サービスへの移行問題

- ・19 市町に対して 65 歳の時点での意向調査を障害分野と高齢分野の両方で実施したらよいのではないかと。

③相談支援専門員と介護支援専門員（ケアマネジャー）の連携

- ・相互理解を深める取り組みを継続的に行う必要がある。
 - ・移行プロセスに関するマニュアル等の整備は有効だが、最終的には個々のケースに応じた対応が必要であり、関係機関のマンパワーに頼らざるを得ない現状もある。
- ④複合的課題を抱える家族への支援と分野横断的連携
- ・ケアしていく人をケアするために分野横断的な取組が必要である。

5. 成果目標・行動目標等に対する意見

- 今回の委員会では具体的な目標に関する意見はなかったが、提起された課題から以下のような目標設定が考えられる。
- ・共生型サービス事業所数の増加
 - ・共生型サービス事業所の制度普及に向けた情報アクセス改善

6. その他

- ・本人が地域での生活を望んでも、家族の高齢化等の理由で施設入所を選択せざるを得ないケースがある。本人の意思決定を尊重する支援体制の構築が急務である。
- ・ダウン症等、障害特性により 40 代前後で心身機能が低下するケースがある。こうした人々は年齢要件から介護保険サービスを使えず、支援の狭間に置かれている。65 歳という年齢だけでなく、状態像に応じた支援が求められる。
- ・日常生活権利擁護事業について、人員体制が厳しく、引き受けが困難となっている自治体が見受けられる。そのため安易に成年後見制度へ移行しようとするケースが見受けられる。必要な人に適切な支援が届く体制が必要である。

小委員会 No. 4

小委員会等名称	災害時対応・防災
開催日時・場所	令和 8 年 7 月 16 日(木) 危機管理センター 災害対策室 4
担当係	企画・共生推進係

※この概要は小委員会等での意見を事務局の責任で整理したものです。

□担当項目

- ・災害時対応・防災

1. あるべき姿に対する意見

- ・「誰一人取り残さない」の考えのもと、災害時における障害のある方の避難について、地域で一体となって取り組んでいく必要がある。

2. 施策の方向性に対する意見

- ・障害当事者とともに、避難訓練をすることで、障害について理解が進む。
- ・避難所での情報保障に関して、環境の整備等を考えていく必要がある。

3. 現状に対する意見

- ・個別避難計画の策定について、医療的ケアが必要な子どもに対しては、全国的に見ても、出来ているように思えるが、一般の障害者においては、作成が十分に進んでいない。
- ・障害者施設を運営しているが、災害時には普段の利用者の支援だけで手一杯になる可能性が高く、物資やスペースの確保はできても、外部から来られた避難者（福祉避難所として）への個別対応まで考える余裕がないのが現状である。
- ・自治会の加入率が低下しており、地域の支え合いの意識が薄れている。また、「避難行動要支援者名簿」の登録に同意していても、その名簿がどこでどのように活用されるのか、実際に誰が助けてくれるのかが不透明である。

4. 課題に対する意見

- ・自治会の加入率が前と比べて下がっており、地域の支え合いの考え方が前と比べると薄くなっていることから、県や市町が呼びかけを行っていく必要がある。
- ・アパート暮らしの当事者などは地域との繋がりが持てていない。また、避難訓練（障害者も一緒に参加できる訓練）に参画する機会が少なく、実際に災害が起こった時に対処できるかが不安であり、こうしたことから障害当事者を交えた避難訓練の必要がある。
- ・行政による支援の充実に加え、地域での支え合いや、障害当事者自身が避難先や避難方

法をあらかじめ確認するなど、平時からの備えも重要であり、自助・共助・公助それぞれの役割を踏まえた災害対応について検討が必要。

5. 成果目標・行動目標等に対する意見

・避難となると、学校が主となってくる。こうしたからも、学校のバリアフリー化率などが一つ指標になるのではないか。

小委員会 No. 5

小委員会等名称	人材確保・育成
開催日時・場所	令和 8 年 7 月 9 日(木) オンライン
担当係	事業所指導・人材確保係

※この概要は小委員会等での意見を事務局の責任で整理したものです。

□担当項目

- ・人材確保、人材育成

1 職員採用に向けた効果的な取組

現 状
・新卒採用は年間 1 人採れれば良い方で、多くの法人で内定ゼロ。 ・中途採用も 40 代以上が中心で、職員の高齢化が進行している。
課 題
・就職フェアは参加者が集まっても採用に結びつきにくく、他府県（京都など）との人材獲得競争にも負けている。仕事の魅力やキャリアパスを学生に効果的に伝えられていない。
取組の方向
・若手職員中心の人事チームによる広報・ブランディング。 ・入職後の「ローテーション制度」など、多様な経験を積めるキャリアパスを提示する。 ・ターゲットを高校生にも広げ、長期休暇中のアルバイトや体験機会を創出する。

現 状
・人材獲得につながっているツールは人材紹介業者。
課 題
・人材紹介業者を活用できない規模の小さな事業者は、より人材獲得に苦勞されている。
取組の方向
・複数事業所による共同インターンシップ等、共同での取組を推進する。

現 状
・就職支援金の利用実績は低調。
課 題
・認知度が低いことが主因
取組の方向
・積極的な広報に努める。

2 外国人材の活用

現 状
・多くの事業所が外国人材の採用により人員体制を維持している。
課 題
・斡旋業者の力量によって、つながる職員の日本語能力にばらつきがある。日本語能力が障壁となり、職場定着への影響はもとより、専門的な研修にも進めない。
・初任者研修、実務者研修について、低コストで受講できる研修の開催が限られている。
取組の方向
・県全体で日本語能力向上（N1、N2 取得）を支援する統一的な仕組みを構築する。
・効果的な研修の開催手法を検討する。

現 状
—
課 題
・将来のリーダーとなるべき外国人材・日本人材双方の育成が進んでいない。
取組の方向
・複数法人で研修を共同開催したり、育成したリーダー人材を他法人のアドバイザーとして活用する仕組みを検討する等、事業所間の協働を促進する。

現 状
・特定技能等で入国し、国内で転居を希望する層も増えている。
課 題
・資格取得後に、より条件の良い都市部へ人材が流出する懸念がある。
取組の方向
・資格取得からその後のキャリアアップまで、法人内で明確な道筋を示し、長く働ける環境を整える。

3 働きやすい職場環境づくり

現 状
・障害特性も相まってカスハラとの線引きが難しく、職員が精神的に疲弊・萎縮するケースがある。
課 題
・特に小規模事業所では、カスハラ対応や ICT 導入研修に人員やノウハウを割く余裕がない。 ・「人手不足だから」と採用のハードルを下げた結果、不適切支援や虐待のリスクを高めてしまうという悪循環に陥っている。
取組の方向
・カスハラ等の困難事例に対し、相談にのり、サポートできる体制を構築する。

現 状
・腰痛など身体的な負担により離職に至るケースがある。
課 題
—
取組の方向
・「ノーリフトケア」を県のプランに明確に位置づけ、機器導入の推進と、利用者・家族への啓発をセットで行う。

4 人材育成の仕組み

現 状
・各種研修も、加算や人員配置基準を満たすためだけの「点」としての受講に留まっている。
課 題
・職員が自身の 5 年後、10 年後をイメージできるような、体系的な育成の道筋が県全体として示されていない。結果として、個々の研修が成長実感に繋がりにくい。
取組の方向
・県が実施する各種研修（法定研修、県社協研修等）を体系的に整理し、「この段階ではこの研修を受ける」といったモデルコースを職種ごとに提示する。これにより、事業所は外部研修を組み合わせる体系的な OJT を設計しやすくなる

小委員会 No. 6

小委員会等名称	ロボット・ICT
開催日時・場所	令和 8 年 7 月 6 日(月) オンライン
担当係	事業所指導・人材確保係

※この概要は小委員会等での意見を事務局の責任で整理したものです。

□担当項目

- ・ロボット・ICT

現状・課題から考えられる取組の方向（ロボ・ICT）

2. 施策の方向性に対する意見
【取組の方向 1】組織全体で取り組むことの必要性 ・ ICT・DX は組織全体で取り組まなければ進まないのが現実。導入目的が曖昧なまま「良さそうだ」という勢いで導入すると、課題解決や生産性向上に繋がらない。 ・ 経営層（管理者等）と現場職員の間で取組への意識・理解に差があり、トップダウンまたは属人的な取組になりがちで、組織全体で進める難しさがある。 ・ 現場の多くは現状維持バイアスが強く、新しい仕組みや効率化・省力化を提案する職員がいても、その人だけが孤立し組織全体の取組になりにくい。 ・ 理想はトップダウンより、現場職員が問題意識を持って取り入れ、上が納得して進める形。ワンストップ窓口には課題を持って相談に来る管理者が多いが、組織全体で課題を捉え話し合う時間はなかなか取れていない。 【取組の方向 2】当事者視点に立ったケアを充実させるという目的の共有 ・ ロボットは受け手側の安全・安心を確保しないと不安を与える。 ・ 「人の手で支援してほしい」というニーズや、知的・精神障害の方の機器への拒否反応も導入のハードルになる。 ・ 人材不足を補うテクノロジー活用を進めつつ、「当事者視点に立つ」という原点を忘れずにプラン策定を進めることが重要。 ・ 障害福祉現場では、記録作成・情報整理・事務作業に多くの時間と労力が割かれ、利用者情報や支援内容を頭の中で保持し続ける見えにくい認知的負担も存在する。ICT・AI でこれらを軽減することで、利用者との対話、アセスメント、意思決定支援、関係機関との連携など、人にしか担えない支援へ時間と意識を再配分できる。ICT 活用は、業務効率化そのものを目的とせず、支援の質向上と人材定着につなげる視点で推進することが重要。 ・ 自組織の課題抽出をせず、テクノロジーの情報のみで導入に至り、生産性向上に繋がらない例がある。「なぜ導入するのか」という課題を明確にすることが不可欠。

- ・ 機器購入・システム導入にとどまらず、「誰が使うのか」「どの業務を変えるのか」「どう定着させるのか」という運用面に大きな課題。支援現場では学習のためのまとまった時間が取れず、職員が一堂に会する機会もなく、学習コストに見合う効果を想像しにくく、後回しにされやすい。

【取組の方向 3】導入イメージの具体化

- ・ 現場で最も多いのが「導入後のイメージが湧かない」という声。導入経験も事例の知識もないため効果が想像できず、利活用に至らない。
- ・ 「現在の業務に ICT 操作が追加される」「費用だけが増える」という印象を持たれやすく、導入への不安につながる。さらに「効率化するとかえって件数や業務が増えるのでは」という懸念もある。
- ・ 機器整備だけでなく、導入後の業務改善や支援の質向上を具体的に示し、変化への不安を軽減することが重要。
- ・ 「あの事業所でも使っている」「同じ規模でもできている」という情報があると心理的抵抗が下がる。
- ・ 好事例だけでなく、うまくいかなかった事例や使われなくなった理由も共有することで、各事業所が自分たちに合った検討をしやすくなる。
- ・ 補助金等による機器導入支援だけでなく、「どの業務に使ったか」「どの程度負担が減ったか」「導入時のつまずき」「職員の使用実態」「習得に要した時間」など具体的な活用事例の紹介が有効。
- ・ 活用が進まない事業所の多くは「難しくてよくわからない」「忙しくて学習する暇がない」「すぐ問題が起こるわけではない」という状況のため、小規模な出前研修、事業所内ワークショップ、技術的助言、お試し機器の貸出などが有効な手段。

【取組の方向 4】段階的な導入の検討

- ・ まずは記録・勤務管理・相談業務など ICT から導入し、効果実感の上でロボット導入へ進む方が継続的に使われる。
- ・ 相談支援分野ではより一層ロボット・ICT の利活用を進めた方がよい。記録業務における ICT 導入は比較的取り組みやすく様式も共通なことが多いため融通がきく。
- ・ 訪問看護等でも、直接支援は難しいが準備・記録・調整では効果が出るため、どこでどれだけ効果を出すのかを整理することが求められる。
- ・ どの業務を、どこまでロボット化するか等、基準を定め、まず ICT 化から始めるといった振り分けが必要。介護ロボットには人の手のような細やかな判断はできず、安全面の考慮も要る。

【取組の方向 5】障害福祉分野の個別性に応じた検証

- ・重症心身障害児者は体位変換・排せつ介助など個別性が高く、配慮するポイント点が個々に異なるため導入・検討が難しい。離床センサーの誤作動など介護保険サービスよりパターン化しにくい。

【取組の方向 6】個人情報に配慮した AI 活用の検討

- ・安価かつセキュリティに配慮しつつ、面談記録等をデータベース化し AI で支援計画案を生成する低コスト導入が成功した例もある（AI 活用でも労働時間自体は減らなかったが、本来の福祉業務に時間を使えるようになった）。
- ・AI 活用時の個人情報保護・セキュリティが課題。国の研究を待つだけでなく、県として先んじてできることを検討すべき。

【取組の方向 7】人材育成・伴走支援

- ・現場職員の高年齢化が進む事業所では、ICT・AI 活用以前にアカウント作成やログイン等の基礎的なデジタル操作でつまづく場面もある。
- ・自力で継続的に PDCA サイクルを回せる組織（人材）づくりが課題。
- ・小規模法人・事業所では ICT・情報システム担当者が不在のことが多く、導入検討から運用定着までの負担が管理者に集中しやすい。
- ・ベンダーは福祉現場の実情を十分理解しにくく（介護分野より一層）、一方で現場も ICT・AI の仕組みを理解しにくい。
- ・展示会等でも「障害分野対応」と言いながらケアマネ向け仕様が前提で、モニタリング頻度など障害分野特有の事情に対応できないケースが多い。
- ・外部業者とは専門用語の説明から始める必要があり、障害分野はマーケットが小さく力を入れてもらいにくい。障害に特化した優れたベンダーは少ない。双方の言葉を理解し現場課題を ICT 活用につなげる橋渡し人材や、導入から定着までを支援する伴走支援体制が重要。

【取組の方向 8】導入のための負担軽減

- ・予算規模が介護事業所向けと比べて少ないことがハードルを上げている。少ない予算を奪い合う形となり、不採択の可能性もかなり高い。
- ・介護分野ほど国の財源が潤沢でなく予算確保が困難。児童（保育）分野は予算規模が桁違いで業界全体が一体的に進んでいる。
- ・通知発出→協議→交付申請までの期間が短く、補助金申請業務に忙殺され、通常業務に支障が出る。
- ・申請様式の項目削減・押印廃止など事務負担軽減の配慮はありがたく、この流れを堅持・拡充するとともに、全面的な WEB 手続き・申請への移行など新たな展開を図ってほしい。

小委員会 No. 7

小委員会等名称	障害児（教育）
開催日時・場所	令和 8 年 7 月 10 日（金）14 時 30 分～16 時 30 分 オンライン
担当係	企画・共生推進係

※この概要は小委員会等での意見を事務局の責任で整理したものです。

□担当項目

- ・ 障害児（教育）

1. あるべき姿に対する意見

- ・教育・福祉・家庭の連携が、個別・散発的ではなく、仕組みにすることが大事。個別・善意であったり、意識の高い先生だけがやっていくのではなく、仕組みになるかがすごく大事である。
- ・県として、障害のある子供たちのことをどう考えるのかを、明確に出してほしい。社会的養護のある支援の必要な障害のある子供たちが増えており、県民に知ってもらうためにもプランに示してほしい。
- ・18 歳で成人の障害者福祉に移行するときに、守ってくれる家族がいない子供たちの権利擁護をどうするかを、仕組みとしてしっかりできたらと思う。

2. 施策の方向性に対する意見

- ・児童期の施策をもっと充実させてほしい。中学・高校の思春期段階での子供たちの支援は、社会に直接繋がっている。
- ・児童福祉と障害福祉が縦割りではなく繋がっていけるようにしないといけない。障害福祉課と子供家庭支援課での情報共有など、一緒に何かできたらよい。
- ・望まないセルフプランをゼロにする方向性自体は重要だが、数値だけを目標にするとかえって質の低い計画相談が広がる危険がある。質をどう担保していくのが大事。

3. 現状に対する意見

- ・個に依存していると、人事異動により、積極的に動いてくれていた学校が、動かなくなってしまうことがある。
- ・児童発達支援センターが 18 歳までを対象とすることになっているが、その年齢まで対応できていないところがある。
- ・放課後デイサービスなどから、児童発達支援センターから助言に来て欲しいという要望があるが、人間的にそこまで対応できていないこともあり、みんなでスーパーバイズプロジェクトっていうのを設置して、お互いにみんなで事例検討したりスーパーバイズし合い、その中に児童発達支援センターも入ってもらうというようなやり方をして

いる。そのあたり、児童発達支援センターがどこまで範疇にやっていくのかなど、次期プランの目標として掲げる必要がある。

- ・保育所等訪問はうまくいっているところと、全然うまくいっていないところがある。学校側に配慮しつつ行動するとうまくいくが、土足で踏みこむような入り方をする事業所があり、ハレーションが起こっている例も耳にしている。その子だけを別の教室に連れ出して何かするようなどころもあり、学校が困っている。
- ・中三の進路段階で信楽学園を知らない先生方が多く、進学してうまくいかず中退し、行き場がなくて信楽学園に来るということもある。中学校の先生に進路の一つの選択肢として知ってもらう連携に力を入れている。
- ・中学校の先生とのやり取りのところでは、特別支援教育の計画と個別支援計画のずれが出てくるので、共有する場がもう少しあればよい。
- ・相談支援員によって質の違いがある。望まないセルフプランゼロで相談支援員が増えたとしても、引き出しを持っていない相談支援員が増えてしまい、支援の差が生じるのではないかと危惧している。

4. 課題に対する意見

- ・教育・福祉・家庭の連携が「仕組み」になっておらず、個別・散発的にとどまっている。支援計画への課題の共有・落とし込みや、情報を見せてもらえない実態がある。
- ・信楽学園および近江学園の移行に関して、子どもたちの 18 歳以降の権利擁護体制（虐待・経済的搾取・意思決定支援・金銭管理・未成年後見）をどう整えるか、プランから抜けている。グループホーム行ったりするときに、対象者の権利を誰がどうやって守るのか、18 歳以降のところがしっかりと検討がされずに出てきている。
- ・児童のショートステイ・レスパイトや、高校生年代・知的軽度の子の居場所・受け皿が身近な地域に不足している。

5. 成果目標・行動目標等に対する意見

- ・望まないセルフプランをゼロにするなら、市町に統一したカウントの仕方を示さないと分からない。「望んでいる」のか「望んでいない」のかをどう測るのか。
- ・大津市で障害別にセルフプラン率を調べると、知的障害は 12% くらい、身体が多い。身体の方は「自分でやる」という「望んだセルフ」の可能性もあるので、測り方を県で統一して市町に提示した方が分かりやすい。
- ・セルフの人でも更新は必ずあるので、更新の書類を出してもらうときに「計画相談を使いたいのか、そのままでもいいか」を確認してもらうよう市町に言えば、セルフの人の更新時に確認できる。
- ・事業所を増やす・事業所の数という数値目標だけでなく、県としての障害児施策をしっかりプランに入れてほしい。

既存協議会 No. 1

小委員会等名称	滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会
開催日時・場所	令和 8 年 7 月 15 日(水)10 時～12 時 10 分 県庁危機管理センター会議室（災害対策室）3・4
担当係	企画・共生推進係

※この概要は小委員会等での意見を事務局の責任で整理したものです。

□担当項目

- ・ 障害者差別、権利擁護分野

1. あるべき姿に対する意見

- ・ 今後のプラン改定について、共生社会や「ともに」という言葉が出てくるが、誰と共生するのかというと県民である。支援団体との共生ではないはずだが、県民にどのようにアプローチするのが見えてこないの、そこを考えることにより、障害への理解が進み障害者が暮らしやすくなるのではないか
- ・ 発達障害の自閉症のある人は、特性理解をどれだけ進めても地域に移行した時に、周囲がどうすればよいかわからない。本人が困っているところを見かけたら「どうしたの？どうしてほしいの？」等と周りが声をかけ、ナチュラルサポートを提供してくれるようになれば、共生社会に向かうと考えている。多様性のある発達障害、自閉症であるので、どうしてほしいかを聞いてくれるような社会になることを願っている。
- ・ 「障害者理解」と「障害理解」が混在しているが、社会モデル的には「障害理解」なので統一すべき。
- ・ プランの文言として「糸賀思想」を入れることに違和感がある。
- ・ 障害者プランが生きたものになるかどうかは、当事者に浸透させられるか。いかに周知していくかにかかっている。
- ・ ICT化により、効率化する社会に取り残されていく人もいると思う。そういった方に対する差別が起こるかもしれないので、そのような観点からも障害者プランの策定に取り組んでほしい。
- ・ 糸賀思想の普及について記載されているが、それほど広まってないということを日々感じるのでしっかり取り組むべき。

2. 施策の方向性に対する意見

- ・ 成年後見制度の見直しが進められているが、それを踏まえてプランの見直しを。
- ・ 法人や事業者が受ける健康経営の認証について、その評価項目の中に障害者雇用が入っていない。健康経営のしくみは、経済産業省が所管しており、障害福祉は厚生労働省

が所管しているので、縦割りなのかもしれないが、そういったことを国に伝えていただくことで、発達障害等の障害者の雇用も増えていくと思う。

- ・ 権利侵害を意識できるほどの人権を守る認識が当事者側には浸透していないので、当事者が学び認識を深める場があればいいと思う。
- ・ 長寿社会と言われている中、障害福祉は 65 歳で線引きがされておりその後は違う制度に乗っていかなければならない、という印象。しかし、自分たちの困りごとは他の制度に乗ることができないと思っている。当事者の実情を踏まえて対応できるような制度設計を望む。
- ・ 法改正により成年後見制度が補助類型に一本化されることを踏まえ、これまで後見類型だった当事者が補助類型への申し立てを簡便にできるように、アドボケーターや相談員と連携して制度構築に向けた取り組みを進めるべき。特定補助人に、安易に選定されないよう限定的にすべき。
- ・ 政策決定過程における障害当事者参画について、市町や自治会、企業にも働きかけを促進すべき。
- ・ バリアフリー基本構想ができて 20 年程度が経過している市町が多いので、見直しに向けて市町に働きかけを行うべき。
- ・ 保護的な関わり（パターナリズム）、上から目線の関わりについて問題提起する取り組みを行うべき。
- ・ 見た目ではわかりにくい障害の特性への理解がまだまだできていないので、周知してほしいと思う。病気によっては自分自身で制御できない行動をとる人や周りから見るとなぜそのような行動をするのか理解ができないという場合もある。頭はしっかりしていても病気のせいで行動が制御できない人もいるので理解を促進してほしい。

3. 現状に対する意見

- ・ 様々な機会に障害理解への啓発に取り組んだことにより、以前より障害者のこと、特に発達障害の周知は進んだのではないかと。ただ、障害の範囲は様々で、精神障害等わかりづらい障害もあり、さらなる啓発も必要
- ・ 地域アドボケーターが活動されているが活動が見えてこない。
- ・ アドボケーターが相談を受けた場合の繋ぎ先について、障害者差別解消相談員に繋ぐことになっているのであれば、しっかりとルートを確立してほしい。
- ・ 医療機関は医療費抑制政策により、物も人も集まらないので新しいことはできないが、できるだけ頑張っていきたい。
- ・ 合理的配慮という言葉が広まってきており、法整備されたことの効力であると感じている。
- ・ 合理的配慮を当事者が意識できるようになってきたが、具体的なことは本人が申し出

ないといけなことがかなりネックだと感じている。本人側の負担が重い。特に発達障害のある方は言葉で伝えることが苦手な部分が多いので、その負担が軽くなればよいと思う。

- ・障害者差別解消に関する理解促進のための講座の開催について評価ができる。

4. 課題に対する意見

- ・相談先は増えていると思うが、障害当事者に情報が十分伝わっていない面もあるのではないか。福祉サービスにつながっていない方の場合に、対応が難しいことがある。福祉サービス利用者は様々な支援につながりやすいが、福祉サービスにつながっていない方や手帳を所持されていない場合に、対応先が少ないように感じる。制度の狭間の方をどう支援できるかは継続的な課題である。
- ・障害当事者として相談員をしていた時に、自分の障害と異なる方から相談を受けた際に、それは自分で答えられるのか、どこに繋ぐべきなのか、わからなくて困った経験がある。
- ・発達障害のある人が相談しアドバイスしてもらえるところが必要。大人になってから発達障害で苦しんでいる人が多い。本人も家族も苦しい思いをするので、相談体制が必要。専門的な人材育成が求められる。
- ・県民や事業者への理解については業種や地域によって偏りがある。盲導犬拒否の事例について、受け入れて当たり前と思っているが、食品衛生法の観点からすると、何かあった時に営業停止処分を受けたり事業者名を公表されたり風評被害を受けたりする。様々なことを考えると難しいということもある。受け入れに理解を示すことに格差があると思う。一方で、知っているということから行動できる組織、事業所への意識向上に繋がっているのは事実。合理的配慮が自然に実践できる社会づくりが必要。
- ・成年後見制度の改正により、よい方向につながると考えているが、より身近な制度としてある地域福祉権利擁護事業の利用につながるような周知活動が不十分であると感じている。
- ・アドボケーターの仕組みが構築できているものの、アドボケーターの認知は不足していると思う。
- ・地域福祉権利擁護事業について、大津では今はほぼ受け入れができず待機と言われている状況なので、推進していくのであれば、しっかり受入体制を整えるべきと思う。
- ・成年後見制度について、後見報酬を払えない方への報酬助成の仕組みがあるが、それが市町によって要件が違うことや、裁判所が定めた報酬額を下回る金額しか助成されないことや本人が施設に入所したら助成額が下がり、本人の自己負担により払うことがあると聞いている。そのような課題について、法改正もされることから考えないといけないと思った。

- ・ピアサポーター養成研修は、すべての障害のある方が受けられる講座であるが、受講者から修了証書はどこで使えるのかとの問いがあり活躍する場が全然ないので、そのことについても考えていく必要がある。
- ・今回の後見制度改正で、一本化後の補助制度（新後見制度）を利用しようとする、他の制度で対応できないか等利用の必要性が厳格に判断されることになる。地権事業は契約に基づく制度なので優先的に利用すべき制度という位置づけになる中で、利用ができない現状があるというのは喫緊の課題。
- ・意思決定支援は非常に重要な問題であるが、実情はなかなか難しく、本来意思決定支援のあり方は個々の障害特性や生活歴、性格、家族の状況等の関係性を踏まえてオーダーメイドで構築されるべきものである。支援する側の価値観の押し付けがあってもいけないがそれが容易ではない。容易ではないので、意思決定支援の必要性が叫ばれる中、各地・各組織ではマニュアルの作成が進んでいるので、支援者の悪意はなくとも、結果として「マニュアルに従えば実践したことになる」という本質が骨抜きされた運用が広がるという弊害を生んでしまっているのではないかと。
- ・障害者虐待対応を行う市に助言をする中で、行政や支援者スキルの高い自治体でも意思決定支援がうまくいっているケースは多くないという印象。なぜかという、これまで選択の機会を与えられて、トライして成功して自分の環境の変化を享受した経験のない方が意欲を持てるのか、与えられた選択肢をイメージできるのかといったことが課題と思う。その意味では、施設や親が抱え込まずに、小さい頃から様々な体験をさせることが大事だと思う。また、障害のある方のそれまでの経験次第でその決定内容が変わるということを前提とすれば、意思決定支援は継続的に行わなければならないものである。これを行うだけの体制が構築されるのかどうか、また何か動きを作っていただきたい。

5. 成果目標・行動目標等に対する意見

- ・何となく障害理解をしたら差別が解消されるということが強く打ち出されているが、障害を理解することと障害のある人を理解することは全く別物だと思っている。障害理解とは何をもって障害理解とするのか。知識なのか、態度なのかその定義も非常に曖昧。それを否定するつもりはないが、障害理解の方策自体も、研修やフォーラムという一方向の知識教授にとどまっており、おそらくそれだけでは変わらないだろうと思っている。双方向性のものがないといけない。それに加え、共生社会の定義も曖昧で、何ができたなら共生社会と呼ばれるのかという定義がないといけない。
- ・作品展やスポーツ大会をすれば理解促進になるという大前提に立っているが、見ることで差別は解消されないことは研究で示されているので、この前提ありきで進むことについて非常に慎重な検討が必要だと思う。

- ・ 到達目標が研修会の実施回数で示されているが、研修の回数は障害理解の判断材料にはならないと思う。障害理解がどれだけ進んだかというのは、例えば合理的配慮への満足度や差別の経験率が減る等といった実際の行動変容が見えない限りは、いくらその回数を到達目標にしたところで障害理解が進んだということにはならず、あくまでもそれは研修の回数を増やしたという事実には過ぎない。
- ・ 合理的配慮助成金の活用件数を目標項目に入れるべき。
- ・ 意思決定支援の研修の受講者数の 150 人は少な過ぎる。研修の中にピアサポーターの方を位置づけることも必要ではないか。

既存協議会 No. 2

小委員会等名称	滋賀県重症心身障害児者及び医療的ケア児等支援に関する協議会
開催日時・場所	令和8年7月23日（木）WEB 開催（書面にて意見照会）
担当係	企画・共生推進係

※この概要は小委員会等での意見を事務局の責任で整理したものです。

□担当項目

重症心身障害児者及び医療的ケア児等支援

1. あるべき姿に関する意見

- ・地域で安心して暮らすため、住まいと日中活動の場を一体的に整備する必要がある。
- ・分野を超えた横断的な連携による支援体制整備が必要。

2. 施策の方向性に関する意見

- ・生活介護やグループホームの整備等、支援基盤の充実が必要。
- ・人材の確保・定着、研修機会の充実のための機会作りが必要。
- ・相談支援事業所、医療機関、学校、福祉事業所、市町等が顔の見える関係を築き、平時から連携することで、災害時にも本人・家族が安心できる体制づくりが必要。
- ・一時預かり制度の充実が必要。事業所間ネットワークの構築による継続運用（離脱防止）を図る。
- ・福祉人材の確保・育成が最大の鍵であり、滋賀県で働くメリットを打ち出す施策が必要。
- ・医療型短期入所受入促進事業を継続し、医療機関や福祉事業所が参入するハードルを下げる。

3. 現状に関する意見

- ・福祉・医療・教育等の関係機関との連携が進められていることは評価できる。
- ・医ケアコーディネーター配置により、相談支援専門員だけでは網羅しきれない専門的役割を果たしている。
- ・医ケアが必要な子の支援に携わる医療関係者に向けた実技を含めた研修会を実施し、直接支援される人材の育成を行うことで、医ケア児を受け入れる事業所の増加に繋がった。
- ・医ケア児の通学に係る保護者支援事業について、訪問看護ステーション等事業所が不足していることから、保護者が利用したい時に利用できないことがある。

4. 課題に関する意見

- ・支援人材が不足していることから、新たな事業所の開設や既存事業所の定員拡大が進みにくい。
- ・利用できるサービスの選択肢が限られている。
- ・経験のある看護職員等の確保や専門性の向上のため、研修機会の充実や事業所が継続して人材育成に取り組める仕組み作りが必要。
- ・医ケアコーディネーター配置完了は 6 市、未配置市町との支援格差が定着・拡大する懸念がある。
- ・短期入所受入事業所が不足しており、家族のケア負担が大きい。緊急時の病院等のバックアップ体制の構築、専門人材の確保、育成支援が必要。

5. 成果目標・行動目標等に関する意見

- ・「18 歳の壁」や「親なきあと」など不安なワードが付きまとわない社会。
- ・希望する人が希望する形で、なおかつ住み慣れた地域で安心して暮らし、家族が孤立することなく必要な支援が受けられる。
- ・事業所数、専門職の確保状況、研修実施状況、保護者の満足度等を指標とする。
- ・医療型短期入所指定事業所や協力医療機関の数、年間受入数、稼働率などで図る。
- ・医ケア児対応可能な訪問看護ステーション等の数の増加、通学送迎車両に同乗できる看護師の増加。

既存協議会 No. 3

小委員会等名称	令和8年度第1回滋賀県発達障害者支援地域協議会
開催日時・場所	令和8年7月1日 10:00~12:00 南部合同庁舎4 A会議室
担当係	社会活動推進室

※この概要は小委員会等での意見を事務局の責任で整理したものです。

□担当項目

- ・発達障害

1. あるべき姿に対する意見

- ・素晴らしいことが書いてあるが、課題に対してどうやったら解消できるだろうかと感じる。
- ・発達障害の正しい理解が得られるように。

2. 施策の方向性に対する意見

- ・支援を受けながらも輝ける場の設定が重要。
- ・「障害の社会モデル」の認知の低さは重い課題である。
- ・「個別の教育支援計画」を活用した情報の円滑な引き継ぎ、各圏域でのケアマネジメント体制の強化が明記されていることが、子どもを一貫して支えるうえで重要。
- ・喫緊の課題となっている子どもの自殺対策の面でも、また、不登校との関連においても、発達障害者（児）への支援は重要。

3. 現状に対する意見（現状の高評価）

（教育との連携について）

- ・全国でも先進的な取り組みとして、教育と福祉の切れ目ない支援連携構築事業が開始されるなど、福祉圏域単位（自立支援協議会）等で教育と福祉が情報共有する機会が積極的に企画されている。
- ・発達障害者支援において、スクールソーシャルワーカー等、学校での専門家の設置により、有効な連携や理解が進んできている。また、
- ・専門機関との連携、小中学校間の連携も含め校内での支援体制が整ってきており、個々の生徒にあった支援が出来つつある。

（人材育成について）

- ・強行基礎研修の各圏域での実施による人材育成の推進ができています。また、現在国で実施されている中核的人材養成研修について都道府県での実施（来年度から？）を見すえて計画的に受講者（修了者）を生み出せています。加えて、広域的支援人材の選定も終わ

り、実働が始まっている。

（支援体制について）

- ・強度行動障害への対策・施策が進められている
- ・1次2次3次の体制（枠組み）はできてきている。
- ・発達障害に関して系統立てて学ぶことができるケアマネージャー研修が継続されており、福祉・教育・労働・医療など他分野・多職種の支援者が情報交換を行う機会がある。

（スポーツ支援の状況について）

- ・スポーツ支援を受け、障スポの強化選手になった、合宿や本大会に参加した、そこの活躍が励みになったと言う声が複数ある。
- ・障スポ等輝ける場があった。

（文化芸術活動への支援について）

- ・県立図書館を中心にデージー図書が導入されるなど、LDでも利用しやすい配慮がしてもらえていると思うが、これがもっと市町の図書館にも広がっていくことを願う。
- ・文化芸術施設のバリアフリー・障害特性に合わせた楽しみ方に関する情報発信が以前より増加している。
- ・アート関係でも、作品が国スポの封筒デザインに選ばれたと聞いている。国スポ大会の際、障害者への配慮事項（手話等）が明記されていたのが良かった。

（家族への支援について）

- ・ペアレントメンターの活用が地域によっては進んできている。

4. 課題に対する意見（現状の課題）

（相談支援体制について）

- ・1次2次3次の体制（枠組み）はできてきているが、ニーズに対して、予算・人員が不足している。
- ・成人期に初めて診断を受け、障害と向き合うようになった方へのサポートの弱さ
- ・いわゆる高機能の方やグレーゾーンの方（「生きづらさ」を抱えている方）への支援が課題。まだ障害者と認定されていないことで青年期以降に顕在化する。
- ・県のコンサル的な事業の整理が必要。
- ・ひきこもり支援機関と発達障害支援機関との連携が必要

（連携全般について）

- ・各機関の連携において情報共有だけでなく、それぞれの立場がどういった支援をしていくのか明確にしていく必要がある。

（教育との連携について）

- ・イレギュラーに所属が変わる（退学・転学等）生徒への対応が不十分である。
- ・広域通信制学校等からの出口支援など、不登校・ひきこもりとの関連も視野に入れた支援が必要。
- ・発達障害のある児童生徒について、就学時・進学時等に、市町と学校、学校と学校の間で、支援に関する情報が確実に、また丁寧引き継がれる必要がある。
- ・教育と福祉関係機関の情報共有については、複合的な課題を抱える家庭の子どもや、強度行動障害の状態にある子どもに関しては、特に優先的に密に行う必要があるが、現状としては実施できているケースは限られている。
- ・学校と放課後等デイサービス等との連携が不十分。
- ・個別の支援計画と個別の教育支援計画の内容に質的なギャップがある
- ・高校、大学等、就労関係、地域との連携強化が必要。
- ・私立学校における「インクルーシブ教育」と「合理的配慮」への支援体制の格差解消

（医療との連携について）

- ・発達障害診療にあたって、地域で診療を受けられる体制整備が必要。また、小児期から成人期診療へのスムーズな移行体制が必要。

（障害福祉サービス等の状況）

- ・生活の場であるグループホームや、就労支援機関に民間事業者が多く参入しており、数が増加している点はよいが、支援の質の面で課題があり、それを改善していくための具体的な手立てが必要。

（人材育成について）

- ・専門的な人材が今後ますます必要となる。
- ・強度行動障害の方への支援ができる人材の育成の充実。
- ・軽度・中等度の方へ対応ができるよう、広く研修が必要。

(人材不足)

- ・重症心身障害者等施設整備事業などを実施して、“重度”の方向けのGHが増えてきているが、まだまだ不足している。
- ・上記について、単純に人材確保難も一因。
- ・休日の支援機能（ヘルパー等）の不足。
- ・セルフプラン率が高く、相談員の体制、人材不足。基幹相談も人手不足でバックアップができていない地域もある。人材確保が必要。

(災害時支援に関わって)

- ・災害時（避難時）に必要な支援の個別計画はあまり進んでいない。
- ・災害時の支援体制の整備が足りていない。

(周囲の理解の促進)

- ・就労移行支援事業所や障害者雇用枠は増加傾向にあるようだが、まだまだ企業側の理解を進めていく必要がある
- ・いわゆる高機能の方に関わって、教育や福祉や就労、その他様々な場で、単純に障害理解の不足による問題がある。（漠然とした「発達障害」やその特性を理解している人は増えたが、目の前で起こる問題には理解が難しい。）

(家族への支援の充実)

- ・ペアレントメンターの活用が地域によっては進んでいるが、一部の地域にとどまっている。
- ・自宅での困り感が大きい行動障害児者については、一般的な「ペアレント」への対応だけでは不足しており、ニーズのある保護者が学ぶ機会が不足している。
- ・学童期の移動支援のニーズがあります。音過敏などで養護学校のスクールバスに乗れず、母親に車の免許がなく送迎できない場合、登校手段に苦慮されています。
- ・小さいときから家族に寄り添う支援が必要
- ・思春期青年期以降になると、親子ともに身近な相談場所が減る。「緩やかな集いの場」やファシリテーターのいるピアサポートの場があればよい。
- ・困難な家庭に対しての継続したチーム支援とケース会議が今以上に必要

5. 成果目標・行動目標等に対する意見

- ・なし

既存協議会 No. 4

小委員会等名称	滋賀県高次脳機能障害対策推進会議
開催日時・場所	令和 8 年 6 月 9 日 ・ 県庁北新館 5A 会議室
担当係	精神保健福祉係

※この概要は小委員会等での意見を事務局の責任で整理したものです。

□担当項目

- ・ 高次脳機能障害

1. あるべき姿に対する意見
・ なし

2. 施策の方向性に対する意見
ともに暮らす ・ 高次脳機能障害者支援センターにおける相談支援は、ご本人への支援と同じくらい、ご家族への支援も重要な柱として位置づけるべき。 ・ ピアサポートを善意だけに頼るのではなく、役割分担、守秘義務、専門機関への連携方法、謝金や費用面も含めた継続可能な仕組みを構築すべき。 ・ 支援センター、医療機関、相談支援事業所が責任を持つべき部分と、友の会が協力する部分を明確に整理した連携体制を構築すべき。 ・ 家族会は個別支援を抱え込むのではなく、現場の声を制度に繋ぐという役割を担えるよう位置づけるべき。

3. 現状に対する意見
ともに暮らす (相談支援体制の状況) ・ 各圏域において高次脳機能障害圏域ネットワーク事業が進み、連絡調整会議等を開催することによって、保健、医療、福祉の連携が進みつつある。 ・ 高次脳機能障害を診断、外来診療、リハビリできる専門医療機関や、特性を理解したうえで支援できる事業所がまだまだ少ない。 ・ 高次脳機能障害をもつ家族も病気の理解に悩み、相談できる人を求めていることから、家族会での共有が必要である。 ・ 圏域内では障害分野全体の相談体制、特に高次脳機能障害の相談窓口が分かりにくい。セルフプラン率が高い ・ 介護支援専門員の現場では、障害福祉の制度について理解が十分に進んでいない。 ・ 学校現場では、高次脳機能障害という言葉の認識が低く、発達障害との違いが不明確である。

(保健・医療の状況)

- ・医療機関は退院患者のその後の状況を追跡する手段がないという実情がある。
- ・診療報酬改定における情報提供の努力義務が医療機関にまだ十分に浸透していない可能性が高い。
- ・医療機関から地域機関への情報がない状態で来院される方が多く、診断書をすぐに書くことができない。
- ・退院時、高次脳機能障害のフォローがされないまま、一般内科に紹介されるケースが少なくない。
- ・回復期病院から高次脳機能障害の診断書(手帳用)は書かないと言われて退院されるケースが続いている。
- ・県内に受診できる精神科が少なく、県外の医療機関へ通院されている方がいる。

ともに働く

- ・職場の支援体制や、片麻痺でできる仕事の提供をしてもらうことができるかどうかで、発病前の職場への復帰が困難となり退職となってしまう。
- ・むれやま荘や県立リハビリテーションセンターなど、南部にある専門機関との連携ルートが示されている点は良いが、むれやま荘などの専門アセスメント機能を活用したくてもアクセスの地理的格差がある。

4. 課題に対する意見

ともに暮らす

- ・高次脳機能障害等の専門的な支援を必要とする施設が少ないことから、受け入れ先を拡充していく必要がある。
- ・ご家族が最初に問題を抱え込むことが多いのが実情であり、その位置づけを改めて明確にする必要がある。
- ・圏域によって診断、相談、リハビリテーションへのアクセスのしやすさに差があることは大きな問題である。
- ・障害分野全体の相談体制、特に高次脳機能障害の相談窓口が分かりにくいことから明確にしていく必要がある。

ともに働く

- ・就労を希望される方にとって手帳の有無は問題であり、その取得に繋がるような連携体制が必要である。

5. 成果目標・行動目標等に対する意見

- ・支援が当事者やその家族に届いたかどうかの視点を入れてほしい。
- ・支援機関への相談後、次の支援に繋がった件数を入れてほしい。

既存協議会 No. 5

小委員会等名称	令和8年度第1回ひきこもり支援施策推進会議
開催日時・場所	令和8年7月7日（火）14:00～16:00 環びわ湖大学・地域コンソーシアム内会議室
担当係	社会活動推進室

※この概要は小委員会等での意見を事務局の責任で整理したものです。

□担当項目

- ・ひきこもり

1. あるべき姿に対する意見

- ・「その人らしい生き方」という実存的幸福への理解と涵養性のある社会
- ・「生きづらさを抱えている人」が障害の有無にかかわらず支援を受けられる。
- ・社会モデルとして、ひきこもりを理解できる社会

2. 施策の方向性に対する意見

- ・支援の成果を「就労」や「復学」に固執しない、本人の自分らしい生き方を保障する支援
- ・地域と専門職を二分しないような施策の推進
- ・「予防的支援」「医療の専門性」の視点も含めた地域啓発の強化、また地域とつながれる体制づくり
- ・継続的で多様性のある支援体制の確保
- ・支援者を孤立させないチーム支援体制の構築
- ・対象が「生きづらさを抱えている人」というわかりやすい分かりにくいようなのである。そういった面からも、ひきこもり支援が重要な施策として位置づくよう、資源や取り組みの「見える化」が必要。
- ・「孤立」と「孤独」の概念を整理しながら進めることが重要
- ・長期化・重症化したケースへの支援（伴走型支援）とひきこもりリスクの高い若者への早期支援（予防的支援）の2本軸での支援
- ・家族の自分らしい生き方を保証する家族への支援（支援者支援）
- ・支援する側と支援される側にするのではなく、だれもが活躍できる場の設定。（出番・活躍の機会を作る、有用感が感じられる）
- ・福祉、教育、労働、医療の各分野でのより一層の連携、特に教育分野との連携強化
- ・ひきこもり支援にあたって、オーダーメイド型の支援を提供するため、他分野を含む既存の施策や社会資源の有効活用を行う
- ・ひきこもり支援にあたりたいと考えている民間も含めた、自由な情報発信の場や補助

金があるとよい。(公私協働による取組の推進) 背景として、本人と支援者の関係性の構築が重要となるため、短期間で人事異動のある行政機関での対応の難しさ。

- ・各機関の専門性を生かすため、役割の明確なすみ分けが必要

3. 現状に対する意見（良い点）

- ・ひきこもり支援における課題整理や解決に向けた方策の検討等、多角的に協議できる場づくりへの積極的な取り組みが推進されている。
- ・市町において、ひきこもり相談窓口の明確化が図られている。
- ・教育との切れ目ない支援が重点取組であることは評価できる。
- ・支援者には、ひきこもり支援に係る理解が進んできている。
- ・理解の広がりとともに当事者の「地域におけるやくわり・居場所」が増えつつある。
- ・ひきこもり支援センターによる市町への専門的助言や人材幾瀬、多職種による専門家チームの設置は、現場にとって大変心強い。

4. 課題に対する意見（課題）

- ・本人との接点の持ちにくさ
- ・民生委員等の地域支援者と協力した、埋もれてしまっている要支援者への早期発見の仕組みづくり
- ・本人と家族の思いが一致しないことなどへの支援としてピアサポートの充実が必要
- ・支援につながるまで、またつながってから長期間となり成果の見えにくい分野である
- ・障害者手帳の取得には至らない方への支援が地域で受けられるような財政的・技術的支援の充実
- ・親なきあとへの支援体制
- ・幼児期ならびに不登校児童生徒への早期介入
- ・アウトリーチ支援の強化
- ・情報共有だけにとどまらない連携の推進
- ・多様な居場所や「活躍の場」が充分とは言えない
- ・現状の取り組みの広報、周知により一層注力する（社会資源の「見える化」）
- ・在籍はあるが実質的にはひきこもり状態にある潜在化するケースへの対応
- ・広報の強化（理解促進、相談窓口の周知等）
- ・当事者が過去の知り合いに会いたくない等の声があることから地域を越えた支援の推進が必要。
- ・初期対応や初期アセスメントに専門的な知識と経験を持ったものが当たれるような体制づくり。

- ・各市町の相談窓口が明確化されているが、その支援体制については言及されていない。

5. 成果目標・行動目標等に対する意見

- ・支援施策をどう評価して、社会に示していくか
- ・一人一人の変容を積み上げていく

既存協議会 No. 6-1

小委員会等名称	精神保健福祉審議会
開催日時・場所	令和8年7月9日 滋賀県危機管理センター
担当係	精神保健福祉係

※この概要は小委員会等での意見を事務局の責任で整理したものです。

□担当項目

- ・ 依存症

1. あるべき姿に対する意見
・ なし

2. 施策の方向性に対する意見
【課題】 ・ 民間団体の会員の高齢化による会の運営、維持。 ・ 自助グループ団体の活動場所が限定的。 ・ 依存症は複合的な問題であるため、踏み込んだ具体的な施策の議論が必要。 ・ ギャンブル依存症がメンタルヘルスの課題だとの認識が乏しい。 ・ 医療機関や支援機関が南部に集中。 ・ 「ダメ絶対」だけではない予防教育の在り方を見直すべき。 【今後の方向性】 ・ 自助グループの現状を把握し必要な後方支援を実施。 ・ 保健所だけでなく、市町村にワンストップ相談体制の確立。 ・ ギャンブル依存症の相談先の周知が必要。 ・ ギャンブル依存症はメンタルヘルスの課題であることの啓発が必要。 ・ OD やオンラインギャンブル、ゲーム当への予防教育、命の危険性の啓発。 ・ 予防と再発予防は違うことを念頭に入れて組みなおしていく。（啓発方法等） ・ 依存症の正しい知識を幼少期より学ぶ機会が必要。 ・ 協議の場等を通じ密な連携体制の構築。 ・ 地域の精神科医療機関との連携・協力モデルの確立。 ・ 県立精神医療センターの治療モデルの見える化。

3. 現状に対する意見
・ なし

4. 課題に対する意見

・なし

5. 成果目標・行動目標等に対する意見

・なし

既存協議会 No. 6-2

小委員会等名称	精神保健福祉審議会
開催日時・場所	令和8年7月9日 滋賀県危機管理センター
担当係	精神保健福祉係

※この概要は小委員会等での意見を事務局の責任で整理したものです。

□担当項目

- ・ 保険・医療サービスの充実

1. あるべき姿に対する意見
・ なし

2. 施策の方向性に対する意見
【課題】 ・ 精神疾患に加えて身体疾患などの合併症を有する方の受け入れ体制。 ・ 医療従事者の人材不足が続いている。 ・ 初診の予約が取りにくい。 【今後の方向性】 ・ 医師及びコメディカル、地域の相談従事者の資質向上や知識の向上などは必要。 ・ 外来医療と地域支援機関が連携し継続的な支援体制を充実させる。

3. 現状に対する意見
・ なし

4. 課題に対する意見
・ なし

5. 成果目標・行動目標等に対する意見
・ なし

既存協議会 No. 6-3

小委員会等名称	精神保健福祉審議会
開催日時・場所	令和8年7月9日 滋賀県危機管理センター
担当係	精神保健福祉係

※この概要は小委員会等での意見を事務局の責任で整理したものです。

□担当項目

- ・支援の充実

1. あるべき姿に対する意見
・なし

2. 施策の方向性に対する意見
【課題】 ・共同生活援助の整備が進め数は増えてきているが、障害特性や疾病に個々に対応できる施設は不足している。 ・市町によって重層的支援体制に温度差があり充実を図る必要がある。 ・ピアの雇用等、多様な活動の展開。 ・諸制度の隙間で落ちこぼれる人がないように、支援体制を構築することが求められる。 【今後の方向性】 ・医療機関を含んだ訪問支援体制整備の構築が各圏域で必要。 ・居場所づくりに対して県や市町の財政的な援助が必要。 ・市町村にメンタルヘルスに関するワンストップ相談体制を確立することが必要。 ・「支援者になろう」と思う人材が増えるような働きかけが必要。 ・地域生活支援センターにおけるピアの雇用推進 ・ピアの短時間雇用などの就労のバリエーションを広げる。 ・ピアサポーターの育成に力をいれていただきたい。

3. 現状に対する意見
・なし

4. 課題に対する意見
・住まいの場については依然として不足している。 ・自立支援を積極的に支援する事業所が少ない。

5. 成果目標・行動目標等に対する意見

- ・精神障害者の長期入院患者数の減少、精神科入院後の退院率も増加しているため、地域での生活日数が増えていることは良い傾向。

6. プラン全般に関して

- ・「共生社会」「ともに」といった方向性はよいと感じる。
- ・誰と「共生」するのか、誰と「ともに」なのかを考えると、それは支援者ではなく県民だと思う。しかしながら県民の対する施策が貧弱に見える。
- ・「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」とか「ノーマライゼーション」など、どれくらいの県民が理解できているのだろうか。また、用語が難しいと指摘されるとルビを振ればよしとする習慣があるようだが、読めても意味がわからなければ役に立たない。新聞は中学生レベルで理解できるように書かれていると聞く。それに習っていただきたい。
- ・障害者が県民と一緒に活動できるチャンスを増やすべき。
- ・バリアフリーに関し、新しい建物を建てる際には、規模に応じて、エレベーターやスロープ、障がい者用トイレの設置などを法的にもっと強く義務化すべきである。

既存協議会 No. 7

小委員会等名称	滋賀県障害者自立支援協議会就労部会
開催日時・場所	令和8年7月14日(火)14時～15時50分 県庁危機管理センター会議室（災害対策室）1
担当係	社会活動推進室

※この概要は小委員会等での意見を事務局の責任で整理したものです。

□担当項目

- ・就労

1. あるべき姿に対する意見

○働くことが生きがいになり、障害のある人が豊かな社会生活を営むことができる。

<意見1>

- ・企業側において、雇用率や合理的配慮などを意識しすぎて、働きやすさやそれぞれに合った働き方などが重視されていない。

<意見2>

- ・「当事者が企業の雇用率達成のために利用される」「絆ホールディングスのように、加算のために利用される」等がある中で、プランに記載している「すべての人が基本的に人権を尊重される」ことが守られているのか。当事者がどのように考えているかを含めて検討していくことが必要では。

<意見3>

- ・プランについて、以下の内容を計画に入れて頂きたい。
 - ①これまで事業所等支援機関の不足が課題として挙げられてきたが、これからはそれらの質を高めていくことが重要であること
 - ②これまで作ってきた福祉を守るためにも、適正化に対する取組も必要であること
 - ③働き・暮らし応援センターの機能や振興センターにおける各種就労の事業、トライワークの事業等、様々な独自の制度を充実していくこと
- ・上記の内容で、「障害のある人が安心して支援やサービスを利用し、自分なりの豊かな就労を実現する」という視点を持つことをプランに含めて頂きたい。

<意見4>

- ・甲賀圏域では、バスや電車等の移動手段が無ければ就労が難しい。コミュニティバス等もあるが昼間の本数が少ない。プランにおいて、障害者の人が安心して働く点では必要であると思うため、公共交通機関等の移動手段や免許の取得等について、検討頂

きたい。

○教育・福祉・労働の各機関の連携が図られ、切れ目のない支援が充実している。

＜意見 1＞

- ・教育と福祉・労働（就労支援）機関が連携する場が設定され、ライフステージの移行期を見据えた情報共有の枠組みは構築されつつあるが、実際の現場においては、個々のニーズに応じた職場定着までの伴走型支援が十分に追いついていない。
- ・教育現場（特に大学）での障害理解が不足しているため、「学校では対応できない」と支援を断られたり、地域の支援機関へ過度に依存するケースもある。
- ・そのため、教育・福祉・労働の各機関の役割分担をより明確にし、相談支援の質を向上させることで、教育から福祉・労働への一貫した「切れ目のない支援」を実効性のあるものにする必要がある。

＜意見 2＞

- ・精神障害・発達障害のある方等、ボーダー層や障害者手帳を所持していない方が、普通高校や大学等へ進学し、その後の就職でつまずき、離職を繰り返すケースが増加しているように感じる。支援制度の「狭間」に位置しやすく、適切な相談窓口につながりにくい状況があるため、個々の障害特性に応じた具体的な配慮が十分に行われるよう、狭間を埋める相談窓口の充実と、教育・医療・福祉・企業等の関係機関の連携強化が必要。

＜意見 3＞

- ・教育機関の在学中等に、働くことについての意味合いやモチベーション等を、教育・福祉・家庭等と連携して意識付けをしていければ良いのでは。

○企業等への就労支援や福祉的な就労の場が確保されている。

＜意見 1＞

- ・相談件数は増加しているが、就労に向けた課題が複雑であり、企業就労に至るまでに長期間の準備や継続的な支援を要するケースが増えている。
- ・湖南圏域においては 10 年以上毎年地域の事業所の実態調査を行っているが、B 型については希望人数に対して約 350 人分の余剰があるほどに B 型事業所が飽和している状態。それでもまた新規で B 型立ち上げの話もあり、増加し続けている。
一方で、B 型事業所から一般就労への移行は少ないと感じている。
- ・「一般就労への移行支援」について改めて周知・徹底するとともに、事業所の適正な配置や総量規制の必要性についても検討し、具体的な施策につなげていくことが求められるのではないか。

<意見 2>

- ・高齢化した障害者等が生き生き働くことができる場所の 1 つとして B 型があると思うが、一般就労することで得られる加算目当てに、就労できる人を B 型に集めているように感じる。仕事を辞めて B 型に通所する人、60～70 歳代になっていく人等に対して、介護の支援とも思えるような日中の居場所作りの支援を行っている事業所には移行に関する加算が付かない。
- ・大津方式として何か支援できる方法を考えたいとは思っているが、『滋賀型』として何か考えるのであれば、『働く場』としては一般就労だけではなく移行や A 型、B 型においてもあるため、B 型等が本来の当事者の働く場や過ごす場として機能するように県としても考えて頂きたい。

<意見 3>

- ・本人の「働く」選択肢は就労系サービス事業所の利用も含めて広がっているが、企業就労が可能と思われる方であっても、事業所の方針によって内部留保され、企業への移行が進まないケースがあるように感じる。

<意見 4>

- ・就労移行支援事業所の減少について、就労移行から一般就労に繋げるよりも、B 型事業所から一般就労に移行する方が報酬単価は高いことが考えられる。

また、有期限の就労移行と異なり B 型は期限もないため、大津圏域では B 型が増加している。中には、移行から B 型に転向する事業所や、生活介護を追加する事業所も。

(補足)

- ・移行単体で事業運営するのは利用者を確保する点でも厳しい。一部多機能型事業所においても、B 型から就職させることが加算にも繋がるため、移行の定員を減らす、または移行を閉めるといった話も聞く。

(補足)

- ・『移行＝ミドルリターン・ハイリスクであり、B 型＝ハイリターン・ノーリスク』といった発言も見られており、事業所としての生存を考えると、利用者ではなく報酬単価等に流れ、移行が減少・B 型が増加しているものと思われる。

<意見 5>

- ・就労移行支援事業所から一般就労につながっている方が多い状況であり、就労移行支援事業所の福祉サービスの重要性を感じる。
- ・就労継続支援 B 型、A 型を利用している方々が、就労移行支援事業所に比べると、一

般就労につながっている利用者の方が少ないように感じる。今後も希望に応じた押し出しが進むことを望む。

○障害の特性に応じた訓練等が受けられ、適切な就労が実現されるための相談支援が充実している。

<意見 1>

- ・委託訓練の実施状況（職業訓練の開拓先等）について、全国的も少ないのでは。
（補足）
 - ・委託訓練は実施に向けての計画の準備等が煩雑なうえに時間が掛かる。県ではトライワークが長く続いており、それに比較すると委託訓練の需要が少ないのでは。
（補足）
 - ・企業と適切にマッチングできれば委託訓練もよい事業になると思うが、委託訓練の費用も高く、また訓練先の開拓も不十分（10 力所を割り込んでいる）であるため、以前は活用まで至らなかったケースがある。

<意見 2>

- ・セルフプラン割合が約 16%と、相談の人材不足により対応できないケースがある。比較的軽度の方においてセルフプランを余儀なくされている状態にあり、結果的に特定のサービスに固定してしまうのでは。
- ・圏域の基幹相談支援センターや委託相談支援センターの機能強化含め、相談支援体制の強化が喫緊の課題ではないか。
（補足）
 - ・相談支援体制の整備については全般的な課題だと感じている。
 - ・A 型や B 型、軽度の手帳等は相談支援の対象者として後回しになることが多い。人的資源の課題もあるが、そのような人こそ計画相談が必要であるという価値観等が根付いていない点も課題と考える。先ほどの就労選択支援についても、相談支援事業所が十分に理解していなければ適切に機能しないと考えている。

2. 施策の方向性に対する意見

○企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進を図ります。

<意見 1>

- ・雇用率の達成が目的化し、障害者の受入体制や職場環境の整備が十分でないまま雇用が開始されるケースが見受けられる。
- ・未達成企業や中小企業を中心に、障害特性への理解促進や適切な雇用管理に向けた支援など、教育的な視点を踏まえたアプローチを進めていく必要があるのでは。

<意見 2>

- ・ 障害者雇用率の上昇により、企業で雇用される障害者が増えている点を評価している。また、企業内での合理的配慮の取り組みも進みつつあり、障害者雇用に対する理解が広がってきていると感じる。

○就業の促進と職場定着のため、教育・福祉・医療・労働の各機関と企業の連携強化を図ります。

<意見 1>

- ・ 教育機関の在学中等に、働くことについての意味合いやモチベーション等を、教育・福祉・家庭等と連携して意識付けをしていければ良いのでは。

<意見 2>

- ・ 教育と福祉・労働（就労支援）機関が連携する場が設定され、ライフステージの移行期を見据えた情報共有の枠組みは構築されつつあるが、実際の現場においては、個々のニーズに応じた職場定着までの伴走型支援が十分に追いついていない。
- ・ 教育現場（特に大学）での障害理解が不足しているため、「学校では対応できない」と支援を断られたり、地域の支援機関へ過度に依存するケースもある。
- ・ そのため、教育・福祉・労働の各機関の役割分担をより明確にし、相談支援の質を向上させることで、教育から福祉・労働への一貫した「切れ目のない支援」を実効性のあるものにする必要がある。

○就労に向けた訓練・実習機会の確保、就業と生活を支えるための相談支援の充実を図ります。

<意見 1>

- ・ 委託訓練の実施状況（職業訓練の開拓先等）について、全国的も少ないのでは。
（補足）
- ・ 委託訓練は実施に向けての計画の準備等が煩雑なうえに時間が掛かる。県ではトライワークが長く続いており、それに比較すると委託訓練の需要が少ないのでは。
（補足）
- ・ 企業と適切にマッチングできれば委託訓練もよい事業になると思うが、委託訓練の費用も高く、また訓練先の開拓も不十分（10 力所を割り込んでいる）であるため、以前は活用まで至らなかったケースがある。

<意見 2>

- ・ セルフプラン割合が約 16%と、相談の人材不足により対応できないケースがある。比較的軽度の方においてセルフプランを余儀なくされている状態にあり、結果的に特定のサービスに固定してしまうのでは。

- ・圏域の基幹相談支援センターや委託相談支援センターの機能強化含め、相談支援体制の強化が喫緊の課題ではないか。

3. 現状に対する意見

(雇用・就業のための支援の状況)

■令和元年度に福祉施設から一般就労へ移行した人数は 169 人となっています。(令和 2 年度目標：203 人)

<意見 1>

- ・『一般就労への移行者数』の根拠資料(事業所への照会)について、各事業所は報酬算定のために個別の名簿等を県に提出しているため、それらから正確に把握する方が良いのでは(就労移行：基本報酬、就労継続：就労移行実績体制加算)。

■令和元年度において、各福祉圏域に設置されている働き・暮らし応援センターで支援している在職者の総数は 3,012 人となっています。(令和 2 年度目標：3,400 人)

<意見 2>

- ・圏域ごとのセンターにおいて、令和元年度時点で 3,000 人を超える在職者支援が行われており、就労の場確保や職場定着に向けた生活支援が着実に実施されている点を評価できると思われる。

4. 課題に対する意見

■障害のある人が一般就労することについて、県民や企業における理解が不十分な場合があります。

<意見 1>

- ・療育手帳を取得している方の就労に関する課題として、作業能力以外に欠席連絡や自己管理等の部分に配慮が必要な人が多い。

<意見 2>

- ・雇用率の達成が目的化し、障害者の受入体制や職場環境の整備が十分でないまま雇用が開始されるケースが見受けられる。
- ・未達成企業や中小企業を中心に、障害特性への理解促進や適切な雇用管理に向けた支援など、教育的な視点を踏まえたアプローチを進めていく必要があるのでは。

<意見 3>

- ・精神障害・発達障害のある方等、ボーダー層や障害者手帳を所持していない方が、普通高校や大学等へ進学し、その後の就職でつまずき、離職を繰り返すケースが増加しているように感じる。支援制度の「狭間」に位置しやすく、適切な相談窓口につながりにくい状況があるため、個々の障害特性に応じた具体的な配慮が十分に行われるよう、狭間を埋める相談窓口の充実と、教育・医療・福祉・企業等の関係機関の連携強

化が必要。

■特に法定雇用率を達成していない企業に障害のある人が働くことへの理解を進める必要があります。

<意見 1>

- ・ 障害者雇用率の上昇により、企業で雇用される障害者が増えている点を評価している。また、企業内での合理的配慮の取り組みも進みつつあり、障害者雇用に対する理解が広がってきていると感じる。

■更なる一般就労の促進と中小企業での障害者就労の状況把握が必要です。

<意見 1>

- ・ 雇用率の達成が目的化し、障害者の受入体制や職場環境の整備が十分でないまま雇用が開始されるケースが見受けられる。
- ・ 未達成企業や中小企業を中心に、障害特性への理解促進や適切な雇用管理に向けた支援など、教育的な視点を踏まえたアプローチを進めていく必要があるのでは。

<意見 2>

- ・ 本人の「働く」選択肢は就労系サービス事業所の利用も含めて広がっているが、企業就労が可能と思われる方であっても、事業所の方針によって内部留保され、企業への移行が進まないケースがあるように感じる。

■法定雇用率の改定が影響し、企業からの障害者雇用に対する需要が増えていますが、障害者への就業支援が追いついていない状況があります。

<意見 1>

- ・ 制度や政策が先行し、本来の本人たちの働きたいや働くことが置いてけぼりになっているような気がする。

■一般就労に向けた訓練や適性を図るための実習を受け入れてくれる企業を更に確保する必要があります。

<意見 1>

- ・ 委託訓練の実施状況（職業訓練の開拓先等）について、全国的も少ないのでは。（補足）
- ・ 委託訓練は実施に向けての計画の準備等が煩雑なうえに時間が掛かる。県ではトライワークが長く続いており、それに比較すると委託訓練の需要が少ないのでは。

■県立特別支援学校高等部に在籍する生徒を対象に実施される「しがごと検定」は本人の働く意欲を高めるために効果が高く、企業からも本人の技能を評価しやすいという意

見もあり、更に広めていく必要があります。

<意見 1>

- ・ 本人をどうエンパワーメントしていくかを考えると、しがごと検定のように、「学ぶ機会」がある方がよいと思う。
「移行や A 型、B 型に行けば就職できる」のではなく、本人が選んで資格や免許、スキル等を学んでいく取組もよいのでは（コンバインやトラクター、フォークリフト、原動機付自転車等の免許や、クリーニング、裁縫等のメニューが増えれば）。

<意見 2>

- ・ 「しがごと検定」の実施は、生徒の勤労意欲や技能評価において効果を上げており、企業からの評価も得られている。

■就労と生活を支えるための各相談機関の役割分担の明確化と連携を高める必要があります。

<意見 1>

- ・ 教育と福祉・労働（就労支援）機関が連携する場が設定され、ライフステージの移行期を見据えた情報共有の枠組みは構築されつつあるが、実際の現場においては、個々のニーズに応じた職場定着までの伴走型支援が十分に追いついていない。
- ・ 教育現場（特に大学）での障害理解が不足しているため、「学校では対応できない」と支援を断られたり、地域の支援機関へ過度に依存するケースもある。
- ・ そのため、教育・福祉・労働の各機関の役割分担をより明確にし、相談支援の質を向上させることで、教育から福祉・労働への一貫した「切れ目のない支援」を実効性のあるものにする必要がある。

5. 成果目標・行動目標等に対する意見

(2)第 4 次障害者計画に係る重点的取組および活動目標等一覧

『農業と福祉との連携による新たな取組件数』

<意見 1>

- ・ 農福連携の取組件数の実態はどうなっているか（農業法人等での雇用に関係しているか、収入状況等）
(補足)
 - ・ 累計件数として、R5:89 件、R6:98 件、R7:102 件となる。R7 実績の内容としてはみらいの農業振興課における農業者と事業所のマッチング等推進事業であるが、事業所単位でのマッチングを支援するものであるため、個人単位でどのような雇用に繋がったかまでは把握していない。

<意見 2>

- ・農業分野を含めた新たな職域開拓の取り組みが進んでいることは、障害のある人の活躍の場を広げるうえで重要な取り組みと言える。(令和 4 年度実績 76 件)

『法定雇用率達成企業割合』

<意見 1>

- ・『法定雇用率達成企業割合：70%』について、達成が難しい目標になっているため、設定に当たっては十分な調整をお願いしたい。

(補足)

- ・現在の目標設定の積算は『全国 1 位を超える数値』。それから更に低い数値とする場合はその理由付けも新たに必要になる。

<意見 2>

- ・『法定雇用率達成企業割合』について、公的機関の目標は設定しないのか。

(回答)

- ・公的機関の目標を記載する場合は 100%としか設定できない。国においては「全ての公的機関」という設定があるため、記載するとしても同様の内容となる。

<意見 3>

- ・障害者雇用は障害者雇用促進法において定められているものであり、達成して当然のもの(100%程度)であることから、現行の 70%でも低いと感じる。

(3)第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画に関する成果目標一覧

『①福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通して、令和 8 年度中に一般就労に移行する者』

<意見 1>

- ・『一般就労への移行者数』の根拠資料(事業所への照会)について、各事業所は報酬算定のために個別の名簿等を県に提出しているため、それらから正確に把握する方が良いのでは(就労移行：基本報酬、就労継続：就労移行実績体制加算)。
- ・回答率の低い結果から目標設定することは避け、正確な数字から設定頂きたい。

既存協議会 No. 8

小委員会等名称	滋賀県スポーツ推進審議会
開催日時・場所	書面
担当係	スポーツ課 交流推進室 県民スポーツ係

※この概要は小委員会等での意見を事務局の責任で整理したものです。

□担当項目

- ・ スポーツ

1. あるべき姿に対する意見

- ・ 障害者スポーツを「競技スポーツ」だけでなく、「地域で気軽に親しむスポーツ」として位置付けている点が評価できる。
- ・ 総合型地域スポーツクラブ、学校、障害者スポーツ協会など、多様な主体との連携を重視している点は、地域共生社会の実現に向けた方向性として適切である。
- ・ スポーツ施設のバリアフリー化や、障害のある人もない人も共に参加できる環境づくりを推進している点が評価できる。
- ・ 国スポ・障スポを契機としてレガシーを残そうとしている点が評価できる。
- ・ 障がい者スポーツは、障がいのある人となない人が相互に交流し、理解を深める有効な機会である。全国障害者スポーツ大会の開催を契機として、障がい者を受け入れる施設や体制の整備が進んだことについて評価できる。
- ・ 国スポ・障スポという明確な目標を掲げ、限られた期間において県民のスポーツへの意識は変わったと思う。
- ・ 障害特性の理解推進を図り障害のある人もない人も普通に気軽にスポーツを楽しめるような社会を目指したい。

2. 施策の方向性に対する意見

- ・ なし

3. 現状に対する意見

- ・ 障害者スポーツを「競技スポーツ」だけでなく、「地域で気軽に親しむスポーツ」として位置付けている点が評価できる。(再掲)
- ・ 総合型地域スポーツクラブ、学校、障害者スポーツ協会など、多様な主体との連携を重視している点は、地域共生社会の実現に向けた方向性として適切である。(再掲)
- ・ スポーツ施設のバリアフリー化や、障害のある人もない人も共に参加できる環境づくりを推進している点が評価できる。(再掲)
- ・ 国スポ・障スポを契機としてレガシーを残そうとしている点が評価できる。(再掲)

- ・総合型地域スポーツクラブにおいて、県の事業を受けて障害のある方がスポーツに触れる機会を実施していることは、一定評価する。今後、実施クラブの拡大とともに継続的な取り組みとするには、移動手段の問題、保護者・支援者の負担増、受入体制の整備（専門知識を有した指導者・スタッフの育成確保）など、財政支援や人材育成など検討すべき課題が多い。
- ・昨年の国スポ・障スポを機に県民のスポーツへの関心やスポーツを楽しむ環境をも高く評価できるようになった。スポーツ施設のバリアフリー化も進み障害のある人がスポーツを楽しむ機会が多くなったと思う。また、ハンディーを抱えながらスポーツをする当事者を通して多くの人が障害を理解しようとする機運が高まった。
- ・障害スポが終わってスポーツを楽しむ事を知った当事者や支えようとする人たちが、時間が経過してもスポーツへの気持ちを維持し続けられるような工夫が必要であるのではと思う。育成した選手をこれからも活躍してもらえるような仕組みも大切であると思う。
- ・わた SHIGA 輝く障スポ大会の開催を経て県民のパラスポーツへの関心は高まったと思う。県の障害者スポーツ大会が選手選考のための大会だけでなく「スポーツフェスタ」が開催されたことは参加者のすそ野を広げることにつながった。
- ・障害のある人がスポーツを体験・継続できる機会を充実させるため地域スポーツクラブや障害者スポーツ団体、学校等と連携をとっている。国スポ・障スポ開催を契機として、競技力向上はもちろんスポーツ施設のバリアフリー化や障害者スポーツ指導者の育成、選手の発掘・育成など、スポーツを支える基盤整備にも取り組んでいる。
- ・障害のある人へのスポーツの周知が他県に比べて足りない。（例：岐阜では高山のバレーボール協会が主催してバレー教室をしている。他県は、県や障害者スポーツ協会、企業の社会貢献活動と共同で、パラスポーツイベントをしており、学校へも出向いている。）
- ・長浜でいうと、小学生対象に社会福祉協議会が様々な障害を知るということで出前講座をしてくれている。パラスポーツ体験の項目をいれてもらうのはどうか。
- ・段階的に技術指導者や協力者（大学生・スポーツボランティア）を確保し、大会の機運醸成等の取り組みを充実させた。

4. 課題に対する意見

- ・「スポーツを始める機会」は示されているが、「継続して参加できる仕組み」や地域での日常的な活動基盤については更なる充実が必要。
- ・指導者養成だけでなく、障害特性に応じた指導力向上や、一般スポーツ指導者へのインクルーシブスポーツ研修も重要。
- ・参加人数など量的指標が中心であり、継続率や満足度、健康・社会参加への効果など質的評価も取り入れる必要。

- ・障害種別や年齢、重度障害など、多様なニーズへの対応をさらに検討する必要。
- ・障害者スポーツを「特別なスポーツ」として進めるだけでなく、地域スポーツ全体をインクルーシブな環境へ転換していく視点が重要。
- ・国スポ・障スポ開催後も取組が継続されるよう、レガシーを地域に定着させる仕組みづくりが必要。
- ・スポーツ参加を阻害する要因として、移動手段、介助者の確保、情報アクセシビリティなど、競技以外の環境整備にも引き続き取り組む必要。
- ・障害当事者が企画・運営・評価に主体的に参画する仕組みをさらに充実させることで、実効性の高い施策につながると考えられる。
- ・今後は、スポーツ実施率だけでなく、健康増進、社会参加、地域とのつながり、ウェルビーイングなど、スポーツがもたらす社会的効果を評価する視点も重要。
- ・施設が整備されても活用・継続が課題（例：スポーツフェスタの未実施などの懸念）。
- ・指導者やボランティアの人材不足と高齢化、地域間格差の解消が課題。いつまでも指導者のボランティア精神に依存していてよいのかという視点も重要。
- ・移動手段・介助者の確保は参加障壁となっている／資金不足も課題。
- ・競技スポーツだけでなく健康づくりや交流、社会参加など生涯スポーツとして障害の程度や年齢を問わず気軽に参加できるプログラムが必要ではないか。スポーツに参加するきっかけづくりにアクティブチャイルドプログラム（ACP）の活用などがある。夢中になって遊びながら体を動かすことの楽しさをまずは知ってもらってから競技スポーツへ移行しても良い。
- ・障害のある人のスポーツ環境が徐々に発展してきている中で、開催に対応できる環境面や指導者不足は課題と感じる。
- ・「ともに活動する」を見据え、「ともに観戦する」プロセスも視点に加えてはいかがでしょうか。県内ではプロスポーツも活性化してきていることからスポーツ観戦機会が拡大しており、障害のある人のスポーツ参加意欲醸成につながる観戦環境づくりも肝要。
- ・競技力の高い選手に偏った取り組みであり、誰もが気軽に楽しめる環境づくりはまだ不十分である。今後は大会を継続的な地域活動に定着させ、偏見解消や共生社会の実現に資する施策として、特に初心者を含む幅広い参加機会の拡大と体制整備に力を入れる必要がある。
- ・障害者総合支援法に基づく公的サービスの範囲や負担の議論が必要。
- ・インクルーシブ教育等を含む共生社会実現へ向けた全体的な意識改革が課題。

5. 成果目標・行動目標等に対する意見

- ・第 24 回全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、競技力向上対策や選手育成・強化を充実させた。技術指導者や協力者（大学生・スポーツボランティア）を確保し、SNS 等を活用して大会の機運を醸成した。練習パートナーとの機会創出や他府県との競技交

流会も実施。県障害者スポーツ協会に専門委員会を設置し、特別支援学校体育連盟への支援も展開。こうした取り組みにより「わた SHIGA 輝く障スポ」は全競技種目出場を達成し、過去最高のメダル獲得につながった。スタッフとしてトレーナーや学生なども加わり、大会に向けた強化体制が拡充した。

既存協議会 No. 9

小委員会等名称	県障害者文化芸術活動推進計画懇話会
開催日時・場所	書面開催
担当係	社会活動推進室（所管：文化芸術振興課）

※この概要は小委員会等での意見を事務局の責任で整理したものです。

①障害者プランの施策（５．ともに活動する（１）②障害のある人の文化芸術活動の推進）に対する評価や課題

- ・ぴかつ to アート展において、要綱が当事者目線で作成されていること、イオンモール等の広く開かれた会場で展示されていることは活動の推進に繋がっていると感じる。
- ・文化芸術分野における事業や計画の進捗・結果が、分かりやすく発信できていない。
- ・プラン中、各項目（ア、イ、ウ…）の主体（庁内の担当課）が分かりづらいため、主体ごとに記載を固める、主語を明記する、等の工夫があるとより分かりやすい。
- ・「創造活動」「表現活動」等の文言について、意味や意図を説明できるよう整理しておく必要があると感じた。

② 障害者プランの施策（５．ともに活動する（１）②障害のある人の文化芸術活動の推進）に関する懸念事項・論点

- ・当課にも障害者による文化芸術活動の事業があるが、障害福祉課が持っている知識・ノウハウ・人脈を活用できたら良い。
- ・当課から市町に対して毎年実態調査を行っているが回答率が低い状況。市町の主体性を促せたらと思う。

既存協議会 No. 10

小委員会等名称	第 1 回 滋賀県読書バリアフリー計画（第 2 期）の検討に係る関係者協議会
開催日時・場所	令和 8 年 6 月 29 日（月）午前 10 時～午前 11 時 30 分 滋賀県庁 東館 7 階 大会議室
担当係	社会活動推進室 （協議会主催：滋賀県教育委員会事務局生涯学習課）

※この概要は小委員会等での意見を事務局の責任で整理したものです。

□担当項目

- ・ 障害のある人の読書活動の推進

1. あるべき姿に対する意見
・ なし

2. 施策の方向性に対する意見
・ なし

3. 現状に対する意見
・ 読書バリアフリー推進員が配置され、公共図書館のバリアフリーが進んだことは良い。 ・ 視覚障害の方へのサービスや情報提供支援は、具体的で進んでおり、実績も積まれているように思う。 ・ 図書館では毎年度、計画的にバリアフリー資料を整備しており、滋賀県読書バリアフリー計画指標における資料所蔵数の目標値に達している。 ・ 様々なサポート機器を整備されることで、その人に合った方法で読書を楽しめるようになってきている。 ・ R 7 年度に各市町への聞き取りがあったこと自体は評価できる。また、それをフィードバックすることが重要。 ・ 読書の課題に限らず、人生の途上で障害を負った方が、日常生活の困難を解消するための補助用具やサービスについて情報が得にくい現状がある。また、通常学級で学ぶ子が読み書きに支障があっても、家族や先生に情報がなく、困難の解消につながらないケースも聞く。

4. 課題に対する意見

- ・読書バリアフリー推進員の増員が必要。
- ・点字・音声による情報が少ない。より一層の充実が必要。
- ・中途視覚障害者の読書バリアフリーが課題。視覚障害になってすぐには読書支援機器を使いこなせない。
- ・スマートフォンによる読書を支援できる ICT サポーターがもっと必要。
- ・資料をそろえる取り組みは一定程度できている一方、資料の貸出しは伸び悩みが見られ、対面朗読サービスや館内の読書支援機器の利用者は限られている。読書に障壁のある方に資料や機器等の情報を発信し、障壁を解消する働きかけが課題。
- ・サポート機器の整備だけでなく、上手く使いこなせるよう支援が必要。
- ・読書バリアフリーに関する周知啓発が不足しており、どの施設にどのようなサポート機器やサービスが用意されているか等の情報が当事者まで届いていない。
- ・「視覚障害以外の障害を持つ人への読書に関する支援」については、ノウハウがまだ少ないので・デジタル機器の進歩が速く、障害者をはじめ高齢者にとっては対応が難しいと感じる。紙ベースで情報が届く方がありがたいこともある。
- ・読書環境の整備だけでなく、図書館へのアクセス方法の充実や十分な通路幅の確保、車いす利用者が見やすく取りやすい棚の高さ等の工夫が必要。情報提供や相談の受付の充実が必要ではないか。
- ・サービスや資料・機器についてはまだまだ知られておらず、読書の障壁を解消できずにお困りの方がいるのではないか。

5. 成果目標・行動目標等に対する意見

- ・「一般的な活字を読むことが困難」だけではなく、「文字を読むことや理解することが困難」、資料に LL ブック等、ボランティアによる代読や読み聞かせの追加、また、サービスをする図書館は市町村の図書館の追加を検討する必要があるのでは。(ウ)「視覚障害のある人に対する情報提供支援」は例えば知的障害のある人も特性に応じたわかりやすい情報提供支援を必要としていることから、他の障害の方を加える方向で検討する必要がある。
- ・92 ページ「十分な人材の養成・確保ができているか検証」の結果に基づき、人材確保のための研修の充実が必要。
- ・意思疎通支援の充実を望む。特に代読・代筆サービスを、タイムラグがなく受けたい時に受けられる体制づくりをしてほしい。
- ・余暇活動や社会参加を豊かにするために (イ) 地域における社会参加の促進に、知的障害や発達障害を加える方が良い。

6. その他

- ・プランでは、障害のある方の教育・就労・リクリエーションなど社会参加の指針を示し

ているので、障害当事者・支援者・広く一般の方に理解を広げることが大切。障害の状況や必要な支援は個別に異なるので、話しを聞きながら障壁をなくす方法を一緒に考えることが社会全体に広がると良い。

- ・ バリアフリー資料や読書支援機器について知ってもらう一つの機会とするため、2月に読書バリアフリーイベント「みる・きく・ふれる読書の体験会」を開催した。今後、より良い形で継続的に実施できるよう、他機関と連携・協力しながら進めていきたい。

以上